



広島県報

定期
第74号

発行者 広島県
発行所 広島県総務企画部
管理総室文書法制室
購読料 月額 2,700円

目次

告示

- 安芸太田町及び世羅町の人口 (市町村合併推進室) …… 一
- 昭和四十八年広島県告示第七十一号 (騒音の規制に関する定め) の一部を改正する告示 (環境対策室) …… 一
- 昭和五十三年広島県告示第五十八号 (振動の規制に関する定め) の一部を改正する告示 (〃) …… 二
- (以上二件県法規登載)
- 解除予定保安林 (治山室) …… 二
- 道路の区域変更 (道路保全部) …… 二
- 道路の供用開始 (〃) …… 二
- 公安委員会公告
- 特定非営利活動法人の認証申請 (県民文化室) …… 三
- 開発行為に関する工事の完了 (開発指導室) …… 三
- 技能検定員・教習指導員審査 (大型二種・普通二種) の実施 …… 三
- 技能検定員審査 (大型・大特・牽引) の実施 …… 四

告示

広島県告示第千九百九十号

平成十六年十月一日世羅郡甲山町、同郡世羅町及び同郡世羅西町を廃し、世羅郡世羅町を

設置すること並びに同日山県郡加計町、同郡筒賀村及び同郡戸河内町を廃し、山県郡安芸太田町を設置することに伴い、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百七十七条第一項の規定によって算出した安芸太田町及び世羅町の人口は、次のとおりである。

平成十六年九月三十日

安芸太田町 九、一八一人
世羅町 一九、六九〇人

広島県知事 藤田雄山

広島県告示第千九百九十一号

昭和四十八年広島県告示第七十一号(騒音の規制に関する定め)の一部を次のように改正し、平成十六年十月一日から施行する。

平成十六年九月三十日

広島県知事 藤田雄山

別表第一山県郡の部加計町の款中「加計町」を「安芸太田町」に改め、同款第二種区域の項中「並びに大字穴」を「大字穴」に改め、「澄合の地域」の下に「大字上筒賀のうち字本郷・字市及び字三谷の地域、大字中筒賀のうち字市・字三谷・字八幡原・字小屋原及び字天神原の地域、大字戸河内のうち字段・字市尻・字市東・字市西・字堂河内・字本郷・字中坪・字乙井手及び字盆手の地域並びに大字遊谷のうち字小原の地域」を加え、同款第三種区域の項中「並びに大字加計」を「大字加計」に改め、「香草の地域」の下に「大字上筒賀のうち字坂原・字馬越・字布原・字大井・字小原・字萩原及び字数舟の地域、大字中筒賀のうち字山ノ廻・字山崎・字松原・字正地・字井仁・字中ノ原・字田ノ尻・字砂ヶ瀬・字向光石及び字吉ヶ瀬の地域、大字土居のうち字上土居・字砂田・字津麦・字福田・字下土居・字野原・字山根及び字寺迫の地域並びに大字上殿のうち字海角・字上箕角・字中箕角・字安賀滑・字下箕角・字孝哉河内・字井手瀬・字端詰・字鍛冶屋通・字中須賀・字門田・字山根・字京之本・字八反田・字西神田・字堂之本・字中郷・字沖田・字樂・字猿樂・字杉谷・字西地免・字江良原・字今西・字猪之尻・字沖小路・字中小路・字東神田・字寺田及び字沖西の地域」を加え、同部筒賀村の款及び戸河内町の款を削り、同表世羅郡の部甲山町の款を削り、同部世羅町の款第二種区域の項及び第三種区域の項を次のように改める。

第一種区域	第二種区域
住居地域等の定めのある地域並びに大字甲山のうち字甲山の地域、大字西上原のうち字宗政・字円光地・字良谷・字有美(七六九番地の一から七七一番地の七まで及び八〇六番地の一から八三四番地までの地域を除く)・字馬上(一般国道四百三十二号線以南の地域に限る)・字沖ヶ原・字隅田川及び字天神鼻の地域、大字本郷のうち字釜田・字平帽子・字本田・字音丸及び字田亀の地域、大字寺町のうち字釜田・字平帽子・字田亀及び字大通の地域、大字東神崎のうち字有近の地域のうちそれぞれ用途地域の定めのない地域、大字小	

第三種 区域	商業地域等の定めのある地域並びに大字小世良のうち字之川及び字迫谷(都市計画法第四条第二項に規定する都市計画区域内に限る。)の地域、大字西上原のうち字平田の地域、大字宇津戸のうち字櫻窪・字砂田・字高下・字岡田・字関谷・字伊尾釣・字山桑沖・字桑田及び字松方鼻の地域、大字川尻のうち字宮野沖及び字下り松の地域、大字別迫のうち字三島・字北浦及び字成藤の地域、大字青近のうち字光栗の地域、大字伊尾のうち字近森・字大通・字桑原・字永幸・字鳥沖・字瀬戸・字山根・字寺谷・字四郎丸沖・字田谷・字室谷・字砂原・字的場及び字神田の地域、大字本郷のうち字藤鞘の地域のうち用途地域の定めのない地域、大字賀茂のうち字因幡・字定国・字城・字福井・字御崎野及び字浅野の地域、大字重永のうち字城ヶ鼻の地域、大字津口のうち字峠及び字定光地谷の地域、大字安田のうち字木原沖・字東田・字竹之鼻及び字浜田の地域、大字黒淵のうち字峠の地域、大字小国のうち字狩山・字鳴戸・字中郷・字潮音地・字黒羽田及び字竹の迫の地域、大字黒川のうち字鳴ノ木・字夷免・字中山・字橋路・字後口山・字福石・字大道端・字茶屋沖・字下陰地・字中郷・字宮迫・字三日市及び字的場の地域、大字上津田のうち字大久保・字宮本・字美野越・字原田・字表久保・字沼田・字袋尻・字土居・字大坪・字中田及び字城ヶ丸の地域並びに大字下津田のうち字論田・字神鳥・字蛭子久保・字間久保・字日隅久保・字鶴峯・字大国久保・字落雁・字宗岡・字森陰・字中陰地及び字菅田の地域
-----------	---

別表第一世羅郡の部世羅西町の款を削り、同表備考中「山県郡筒賀村及び」を削り、「平成一六年四月一日」の下に、「山県郡安芸太田町及び世羅郡世羅町の地域にあつては平成一六年一月一日」を加える。

広島県告示第千九十二号
昭和五十三年広島県告示第五十八号(振動の規制に関する定め)の一部を次のように改正し、平成十六年十月一日から施行する。
平成十六年九月三十日

別表市町村名の欄中「山県郡加計町、同郡筒賀村、同郡戸河内町」を「山県郡安芸太田町」に改める。

広島県告示第千九十三号
次の保安林を解除予定保安林にした。
平成十六年九月三十日

広島県知事 藤 田 雄 山

- 一 解除に係る保安林の所在場所
佐伯郡沖美町岡大王字黒神九六五の四(次の図に示す部分に限る。)
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由
指定理由の消滅
(「次の図」は、省略し、その図面を広島県農林水産部林務総室治山室及び沖美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

広島県告示第千九十四号
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、広島県土木建築部道路総室道路保全室及び広島県備北地域事務所建設局上下支局において、平成十六年十月十三日までの間、縦覧に供する。
平成十六年九月三十日

広島県知事 藤 田 雄 山

道路の種類 一般国道
路線名 一八二号

道路の区域

区 間	別 新 旧		延 長 米 ー ト ル	備 考
	新	旧		
神石郡三和町坂瀬川五一四六番一地从先から 神石郡三和町坂瀬川五一四六番一五地先まで	一四・〇〇〇 一四・〇〇〇	一四・〇〇〇 一四・〇〇〇	六八・〇〇 六八・〇〇	拡幅

広島県告示第千九十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築部道路総室道路保全室及び広島県備北地域事務所建設局上下支局において、平成十六年十月十三日までの間、縦覧に供する。

平成十六年九月三十日

広島県知事 藤 田 雄 山

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道一八二号	神石郡三和町坂瀬川五一四六番一地先から 神石郡三和町坂瀬川五一四六番一五地先まで	平成一六年十月一日

公 告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定によって、次のとおり特定非営利活動法人認証申請があった。

平成十六年九月三十日

広島県知事 藤 田 雄 山

特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的	申請のあった年月日
特定非営利活動法人自然エネルギー安芸府中.com	津田野 剛	広島県安芸郡府中町鹿籠二丁目一七番二八号	この法人は、地域住民、NPO、学校、企業、行政など様々な主体に対して、真の協働によるパートナーシップを構築するための具体的な提案を行うとともに、自然エネルギーの普及啓発、自治体への政策提言、企業との連携による環境ビジネスモデルの実践、持続可能な地域循環型社会形成への提言、実行、事業化を行うことを目的とする。	平成一六年九月一〇日
特定非営利活動法人おやつくらぶ	草羽 智子	広島県広島市東区一葉の里一丁目一番七二号G K Dビル八〇二号	この法人は、食の安全性を重視し、良い食材を見極め普及させる事、及び子供への安全でおいしいおやつを提案することを目的とする。そして、障害者を持つ人たちが生きがいの仕事としてお菓子作りに取り組み、おやつ指導することを目的とする。	平成一六年九月一六日
特定非営利活動法人介護支援さくら会	石井 聡	広島県広島市中区中島町六番一号	この法人は腎臓病患者の医療、生活条件の擁護と確立を図るため、患者への通院支援や関係機関への提言活動など福祉の増進に関する事業を行い、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。	平成一六年九月二二日

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定によって、開発行為に関する工事の完了について、次のとおり公告する。

平成十六年九月三十日

広島県知事 藤 田 雄 山

- 一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
尾道市美ノ郷町三成字津田二五五三番二、二五五四番一の一部、二五五四番二、二五五五番一の一部、二五五六番二
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
尾道市美ノ郷町三成二五五四番地
津田 澄

- 一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
安芸郡府中町浜田一丁目四六三一番三、四六三一番一、四六三一番五、四六三一番六
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
広島市東区牛田旭一丁目七番一五号
ダイケンホーム株式会社
代表取締役 河野 昭

公安委員会公告

広島県公安委員会公告第113号
道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の2第4項第1号イ及び第99条の3第4項第1号イの規定による審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第2条及び第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成16年9月30日

広島県公安委員会

委員長 富 地 治 夫

- 1 審査の種類
技能検定員・教習指導員審査（大型二種・普通二種）
- 2 審査の期日
平成16年11月1日

3	審査の場所 広島市佐伯区石内南三丁目 1 番 1 号 広島県運転免許センター	
4	審査対象者 道路交通法第99条の2第4項第2号及び第99条の3第4項第2号の規定に係る者	
5	審査の方法 規則第4条及び第12条に規定する方法により実施	
6	審査の申請手続等 (1) 申請に必要な書類 ア 技能検定員審査申請書又は教習指導員審査申請書 (写真及び審査手数料貼付のもの) イ 審査手数料計算表 ウ 自動車運転免許証の写し エ 履歴書 オ 運転記録証明書 カ 住民票 (本籍記載のもの) キ 技能検定員資格者証又は教習指導員資格者証を有している者はその写し (2) 申請書等の提出先 広島県警察本部交通部運転教育課長 (3) 申請書等の提出期限 平成16年10月25日	1 通 1 通 1 通 1 通 1 通 1 通 1 通
<p>広島県公安委員会公告第114号 道路交通法 (昭和35年法律第105号) 第99条の2第4項第1号イの規定による審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則 (平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。) 第2条の規定に基づき、次のとおり公示する。 平成16年9月30日</p> <p style="text-align: right;">広島県公安委員会 委員長 宮 地 治 夫</p>		
1	審査の種類 技能検定員審査 (大型・大特・牽引)	
2	審査の期日 平成16年11月4日	
3	審査の場所	

	広島市佐伯区石内南三丁目 1 番 1 号 広島県運転免許センター	
4	審査対象者 道路交通法第99条の2第4項第2号の規定に係る者	
5	審査の方法 規則第4条に規定する方法により実施	
6	審査の申請手続等 (1) 申請に必要な書類 ア 技能検定員審査申請書 (写真及び審査手数料貼付のもの) イ 技能検定員等審査手数料計算表 ウ 自動車運転免許証の写し エ 履歴書 オ 技能検定員資格者証等の写し カ 運転記録証明書 (2) 申請書等の提出先 広島県警察本部交通部運転教育課長 (3) 申請書等の提出期限 平成16年10月28日	1 通 1 通 1 通 1 通 1 通 1 通

四	職員の旅費の支給に関する規程の一部を改正する訓令	六	
三	〇 教育委員会訓令		
二	広島県立青年の家の廃止に伴う関係規則の整理に関する規則	五	
一	〇 教育委員会規則		
	庄原市、甲奴郡総領町、比婆郡西城町、同郡東城町、同郡口和町、同郡高野町及び同郡比和町の合併による庄原市の設置、山県郡安芸太田町の設置並びに江田島市の設置に伴う関係規則の整理に関する規則	六	
	〇 教育委員会規則		
	広島県立青年の家管理運営規則を廃止する規則	五	
	〇 教育委員会規則		
	県営土地改良事業変更計画の樹立	三	
	〇 教育委員会規則		
	土地改良事業の完了	七	
	〇 教育委員会規則		
	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出	八	
	〇 教育委員会規則		
	特定非営利活動法人の認定申請	五	
	〇 教育委員会規則		
	特定非営利活動法人の定款変更認定申請	六	
	〇 教育委員会規則		
	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の新設の届出	七	
	〇 教育委員会規則		
	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出	八	
	〇 教育委員会規則		
	大規模小売店舗立地法の規定による県の意見	九	
	〇 教育委員会規則		
	採石業務管理者試験の実施	七	
	〇 教育委員会規則		
	開発行為に関する工事の完了	八	
	〇 教育委員会規則		
	宅地建物取引業者の事務所所在地の確知不能	九	
	〇 教育委員会規則		
	落札者等の公示	二〇	
	〇 教育委員会規則		
	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	二一	
	〇 教育委員会規則		
	土地改良事業計画変更の同意(市町村)	二二	
	〇 教育委員会規則		
	土地改良区の定款変更の認可	二三	
	〇 教育委員会規則		
	換地計画認可申請の適否決定(第三条に規定する資格を有する者)	二四	
	〇 教育委員会規則		
	開発行為に関する工事の完了	二五	
	〇 教育委員会規則		
	特定非営利活動法人の認定申請	二六	
	〇 教育委員会規則		
	大規模小売店舗立地法の規定による県の意見	二七	
	〇 教育委員会規則		
	〇 教育委員会規則		

146

五	広島県立青年の家の廃止に伴う関係訓令の整理に関する訓令	六	
	〇 教育委員会告示		
四	平成十三年広島県教育委員会告示第一号(教科用図書採択地区の設定)の一部を変更する告示	六	
	〇 教育委員会教育長告示		
三	広島県立青年の家管理運営規則施行細則を廃止する告示	六	
	〇 教育委員会告示		
二	広島県教育委員会公舎管理規則施行細則の一部を改正する告示	七	
	〇 選挙管理委員会告示		
一	広島県選挙管理委員会告示	七	
	〇 選挙管理委員会告示		
六	広島海区漁業調整委員会委員一般選挙において当選した者の住所及び氏名	六	
五	個人演説会等を開催することができる施設の指定の取消し	三	
四	個人演説会等を開催することができる施設についての変更	三	
	〇 人事委員会規則		
三	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	六	
二	人事異動の取扱に関する規則の一部を改正する規則	三	
	〇 人事委員会告示		
一	広島県警察官採用候補者名簿の確定及び合格者の第二次試験受験番号	三	
	〇 公安委員会規則		
二	交番その他の派出所及び警察官駐在所の名称、位置及び所管区等に関する規則の一部を改正する規則	六	
	〇 公安委員会告示		
五	遊技機の型式の検定の告示	二	
四	〇 公安委員会告示		
三	交通安全活動推進センターの代表者の変更の告示	二	
二	指定車両移動保管機関の代表者の変更の告示	三	
一	指定講習機関の代表者の変更の告示	三	
	〇 公安委員会告示		
六	運転免許取得者教育の認定を受けた者の代表者の変更の告示	三	
五	遊技機の型式の検定の告示	二	
	〇 公安委員会告示		
四	教習指導員審査(普通)の実施	三	
三	教習指導員審査(大型・大特・牽引)の実施	三	
二	教習指導員審査(普目二)の実施	三	
一	〇 公安委員会告示		

141

